

完全子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関する事後開示書類
（会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面）

株式会社加藤製作所

完全子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関する事後開示書面

東京都品川区東大井一丁目9番37号

株式会社加藤製作所
代表取締役 加藤公康

当社は、2022年8月5日付で三陽電器株式会社（以下、三陽電機といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、三陽電器を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本件吸収合併に関する事項は、以下のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における法的手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求

該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

該当事項はありません。

（4）債権者の異議

三陽電器は、債権者に対して2022年8月26日付の官報において公告を行うとともに同日付で個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法的手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）株主の差止請求

該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

該当事項はありません。

（3）債権者の異議

当社は、債権者に対して2022年8月26日付の官報において公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって三陽電器から、その資産・負債及び権利義務その他の法律関係を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第200条第5号）

三陽電器の事前開示書面は、別紙のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本件吸収合併による当社の変更登記申請及び三陽電器の解散登記申請は、2022 年 10 月 6 日
に行う予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

吸収合併（簡易合併・略式合併）に関する事前開示書面

三陽電器株式会社

当社は、株式会社加藤製作所（以下「加藤製作所」といいます）との間で2022年8月5日付で締結した吸収合併契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、加藤製作所を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うことにしました。

そのため、会社法782条1項及び同法施行規則182条の定めに従い、下記のとおり合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備置きいたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項

加藤製作所は、本合併に際して、当社の株主に対して株式に代わる金銭等の対価を交付しません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は、新株予約券を発行していません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1)最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご参照ください。

(2)最終事業年度の末日の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3)最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

当社において、最終事業年度の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

2022年8月5日

東京都立川市錦町六丁目25番18号

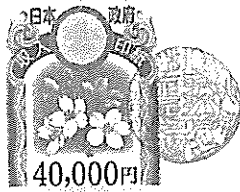
三陽電器株式会社

代表取締役 秋葉清美



別紙 1

吸収合併契約の内容



合併契約書

株式会社加藤製作所（以下「甲」という。）と三陽電器株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲（東京都品川区東大井一丁目9番37号）を合併存続会社、乙（東京都立川市錦町六丁目25番18号）を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第3条（無対価合併）

甲は、本合併に際し、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金等）

甲は、本合併により資本金及び資本準備金を増加しない。

第5条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は2022年10月1日とする。ただし、本合併の手續の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、2022年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併の効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを継承する。
- 2 乙は、前項記載の貸借対照表作成日の翌日から本合併の効力発生日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条（合併承認總會）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主總會の承認を得ないで合併する。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主總會の承認を得ないで合併する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第9条（従業員の処遇）

甲は、本合併の効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については、別途、甲乙協議の上、これを決定する。

第10条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後本合併の効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵が発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

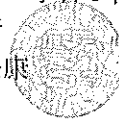
第11条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2022年8月5日

甲：東京都品川区東大井一丁目9番37号
株式会社加藤製作所
代表取締役 加藤公康



乙：東京都立川市錦町六丁目25番18号
三陽電器株式会社
代表取締役 秋葉清美



別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 123 期 連 結 計 算 書 類
第 123 期 個 別 計 算 書 類

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	77,417	流 動 負 債	35,555
現 金 及 び 預 金	18,669	支払手形及び買掛金	5,181
受 取 手 形	6,094	電 子 記 録 債 務	7,977
売 掛 金	22,245	リ ー ス 債 務	145
商 品 及 び 製 品	18,229	短 期 借 入 金	13,109
仕 掛 品	4,866	1年内償還予定の社債	524
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,974	1年内返済予定の長期 借 入 金	4,422
そ の 他	618	未 払 法 人 税 等	149
貸 倒 引 当 金	△2,281	賞 与 引 当 金	478
固 定 資 産	25,228	製 品 保 証 引 当 金	1,001
有 形 固 定 資 産	21,185	事 業 構 造 改 善 引 当 金	462
建 物 及 び 構 築 物	10,838	そ の 他	2,103
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,702	固 定 負 債	22,844
土 地	6,540	社 債	3,088
リ ー ス 資 産	267	長 期 借 入 金	17,565
建 設 仮 勘 定	39	退 職 給 付 に 係 る 負 債	440
そ の 他	796	リ ー ス 債 務	129
無 形 固 定 資 産	399	繰 延 税 金 負 債	529
投資その他の資産	3,643	そ の 他	1,092
投 資 有 価 証 券	2,192	負 債 合 計	58,400
破 産 更 生 債 権 等	9,258	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	427	株 主 資 本	38,502
そ の 他	989	資 本 金	2,935
貸 倒 引 当 金	△9,223	資 本 剰 余 金	7,109
		利 益 剰 余 金	28,495
		自 己 株 式	△38
		その他の包括利益 累 計 額	4,640
		その他有価証券 評 価 差 額 金	37
		為替換算調整勘定	4,695
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△92
		非支配株主持分	1,102
		純 資 産 合 計	44,245
資 産 合 計	102,645	負債及び純資産合計	102,645

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		63,549
売上総利益		56,913
販売費及び一般管理費		6,635
営業外損収		13,857
受取利息	84	7,222
割賦販売受取当金	60	
持分法による投資利益	25	
為替差益	70	
受取賃貸料	349	
営業外費用	210	
賃貸払手数の利息料他	209	1,011
経常損失		
特別損失		
固定資産売却益	279	
投資有価証券売却益	297	
減損損失	125	
事業構造改善費用	16	718
税金等調整前当期純損失		6,929
法人税、住民税及び事業税	1,374	
法人税等調整額	84	1,458
当期純損失	2,995	
非支配株主に帰属する当期純損失	551	3,546
親会社株主に帰属する当期純損失	159	9,017
	413	572
		9,590
		14
		9,575

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 2,935	百万円 7,109	百万円 38,188	百万円 △38	百万円 48,194
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△117		△117
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△9,575		△9,575
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△9,692	△0	△9,692
当 期 末 残 高	2,935	7,109	28,495	△38	38,502

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 73	百万円 2,330	百万円 △91	百万円 2,312	百万円 987	百万円 51,494
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△117
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△9,575
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△36	2,365	△0	2,327	115	2,443
当 期 変 動 額 合 計	△36	2,365	△0	2,327	115	△7,248
当 期 末 残 高	37	4,695	△92	4,640	1,102	44,245

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7 社

連結子会社名：加藤（中国）工程机械有限公司
加藤中駿（厦門）建機有限公司
KATO WORKS (THAILAND) CO., LTD.
KATO EUROPE B. V.
ICOMAC, INC.
KATO IMER S. p. A.
三陽電器株式会社

非連結子会社の数 2 社

非連結子会社名：株式会社横浜エクセレンス
株式会社日本分析

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2 社

持分法を適用した関連会社名：光陽精機株式会社
COMPACT EXCAVATOR SALES, LLC

持分法を適用しない非連結子会社名：株式会社横浜エクセレンス
株式会社日本分析

持分法を適用しない関連会社名：大成実業株式会社
甲信イシコ株式会社
東中国イシコ建機株式会社
サッポロ機工サービス株式会社

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

三陽電器株式会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

加藤（中国）工程机械有限公司の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成等に当たっては、連結決算日（3月31日）で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成等に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等以外の物

移動平均法による原価法

(2) 重要な棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

主として個別原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の売上高に対する保証費用の発生に備えるため、過去の経験率に基づいて発生見込額を計上しております。

また、個別に見積可能なアフターサービス費用については、その見積額を計上しております。

④ 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で又は充足するにつれて収益を認識する。

当社及び連結子会社は、建設用クレーン、油圧ショベル等及びその他の製品の製造並びに販売を主な事業としております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に提供することを履行義務としており、国内の製品販売においては原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の補修用の部品販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、顧客への支払が確定した奨励金についても、売上高より控除しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ ヘッジ方針

社内で定めたデリバティブ取引に関する管理規程に基づき取引を行い、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. 追加情報

当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約、コミットメントライン契約及びその他借入金契約の内、借入金残高121億7千9百万円は財務制限条項が付されているものがあります。

当連結会計年度末において、以下の条項に抵触しております。

・121億7千9百万円の内、59億9千7百万円については、各事業年度末口における連結の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと

当社は当連結会計年度において「KATO Reborn Project」を起点とした各施策を実施し、業績及び財務状況の改善に取り組んでまいりました。その間、取引金融機関とは建設的な協議を重ね、当期末において財務制限条項に抵触する借入金について、期限の利益喪失の請求権を行使しないことについての合意を得ております。

6. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、販売奨励金等の顧客に支払われる対価については、従来は顧客への支払が確定した奨励金を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高より減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は33百万円減少し、販売費及び一般管理費は33百万円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

7. 会計上の見積りに関する注記

(常陸那珂工場(仮称)に係る固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

常陸那珂工場(仮称)に係る有形固定資産	457百万円
常陸那珂工場(仮称)に係る減損損失	1,564百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

回収可能価額には、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価等から処分費用の見込額を控除して算出しております。また、使用価値は、資産及び資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

当社が茨城県ひたちなか市に開設を計画していた常陸那珂工場(仮称)は、工場の開設を断念し、本物件を売却する方針を決めたことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、上記(1)の減損損失を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は土地の更地価格であります。処分費用についての主要な仮定は解体業者からの処分費用の見積り金額等に基づく将来の見込額であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

不動産市況の変化等により、遊休資産の正味売却価額が変動した場合、翌連結会計年度において減損損失を追加計上する可能性があります。

(連結子会社KATO WORKS(THAILAND)CO., LTD.に係る固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

KATO WORKS(THAILAND)CO., LTD.に係る有形固定資産及び無形固定資産	912百万円
KATO WORKS(THAILAND)CO., LTD.に係る減損損失	1,430百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したようになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

回収可能価額には、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価等から処分費用の見込額を控除して算出しております。また、使用価値は、資産及び資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

当社の連結子会社であるKATO WORKS(THAILAND)CO., LTD.において、解散及び清算に伴い土地、建物、生産設備など同社が保有する固定資産については、売却する方針であることから、当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、上記(1)の減損損失を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は土地の更地価格であります。処分費用についての主要な仮定は不動産鑑定士による撤去費用の見積り金額等に基づく将来の見込額であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

不動産市況の変化等により、遊休資産の正味売却価額が変動した場合、翌連結会計年度において減損損失を追加計上する可能性があります。

(連結子会社加藤(中国)工程机械有限公司に係る貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

9,170百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②主要な仮定

当社の連結子会社である加藤(中国)工程机械有限公司の一部取引先に対する債権の回収不能見込額の見積りの基礎となる主要な仮定は、景気後退下における取引先の経営状況及び財務状況、取引先の支払計画書と支払実績の比較等の入手可能な情報であり、延滞期間や直近の回収実績等の要因を考慮して回収不能見込額を算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

債権の回収不能見込額の見積りには不確実性を伴うため、景気動向や顧客の個別の実態の変化に伴い、回収不能額が異なる結果となる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

28,550百万円

2. 保証債務

当社の連結子会社である加藤(中国)工程机械有限公司及び加藤中駿(厦門)建機有限公司は、販売代理店による債務保証(顧客のリース債務の担保となる建設機械の未経過リース料相当額での買取保証)に対して再保証を行っております。当該保証残高は当連結会計年度末3,022百万円であります。

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形

636百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金

220百万円

1年内返済予定の長期借入金

148百万円

長期借入金

267百万円

III. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
茨城県ひたちなか市	生産設備	土地 建設仮勘定	1,564
タイ王国ラヨーン県	生産設備	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他 土地 ソフトウェア	1,430

当社グループは、減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産等については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社が茨城県ひたちなか市に開設を計画していた常陸那珂工場(仮称)は、工場の開設を断念し、本物件を売却する方針を決めたことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

また、当社連結子会社であるKATO WORKS (THAILAND) CO., LTD. において、解散及び清算に伴い土地、建物、生産設備など当社が保有する固定資産については、売却する方針のため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当該固定資産の回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、希望退職者募集に伴う特別退職金等400百万円、事務所移転費用等69百万円及び当社連結子会社であるKATO WORKS (THAILAND) CO., LTD. の解散に伴い発生する材料評価損等82百万円であります。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,743,587	—	—	11,743,587

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	117	10.0	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	117	10.0	2022年 3月31日	2022年 6月30日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主として銀行借入れによる方針です。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引、並びに、外貨建の営業債務及び外貨建予定取引にかかる、為替変動リスク回避を目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理をするとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券管理規程に従い定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金、社債及び長期未払金は営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達です。このうち変動金利であるものは、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金のうち一部は、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、社内規程に基づき行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い銀行とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形	6,094	5,989	△104
(2) 投資有価証券 その他有価証券	213	213	—
資 産 計	6,307	6,203	△104
(1) 社債	3,088	3,037	△50
(2) 長期借入金	17,565	17,415	△149
(3) 長期未払金	943	965	22
負 債 計	21,596	21,418	△177
デリバティブ取引 (※3)	△4	△4	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「1年内償還予定の社債」及び「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「資産(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
関係会社株式	1,940
非上場株式	39

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	213	—	—	—
資産計	213	—	—	—
デリバティブ取引				
通貨関連	—	4	—	—
負債計	—	4	—	—

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	5,989	—	—
資産計	—	5,989	—	—
社債	—	3,037	—	—
長期借入金	—	17,415	—	—
長期未払金	—	965	—	—
負債計	—	21,418	—	—

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体して処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

受取手形

これらの時価は、一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローを当期に発生した割賦金利の平均利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、遊休不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	決算日における時価
1, 998	2, 457

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は常陸那珂工場(仮称)の事業用資産から遊休資産への振替741百万円及び、タイ国の事業用資産から遊休資産への振替77百万円です。主な減少額は駐車場用地の売却26百万円であります。

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、直近の評価時点から、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該指標を用いて調整した金額によっております。その他重要性の乏しい物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額によっております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

3, 682円00銭

1株当たり当期純損失

817円19銭

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	中国	その他 (※)	
売上高				
建設用クレーン	35, 848	—	1, 315	37, 163
油圧ショベル等	15, 012	5, 998	4, 276	25, 288
その他	1, 096	—	—	1, 096
顧客との契約から生じる収益	51, 958	5, 998	5, 592	63, 549
外部顧客への売上高	51, 958	5, 998	5, 592	63, 549

(※)タイ、イタリア、オランダ、アメリカを含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (8) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	59,905	流 動 負 債	30,559
現 金 及 び 預 金	15,065	支 払 手 形	568
受 取 手 形	5,654	電 子 記 録 債 務	7,977
売 掛 金	13,349	買 掛 金	3,332
商 品 及 び 製 品	13,152	短 期 借 入 金	10,230
仕 掛 品	4,066	1年内償還予定の社債	524
原材料及び貯蔵品	7,273	1年内返済予定の長期 借 入 金	4,342
前 渡 金	0	未 払 金	555
前 払 費 用	226	未 払 法 人 税 等	96
関係会社短期貸付金	1,305	未 払 費 用	331
そ の 他	124	前 受 金	178
貸 倒 引 当 金	△311	リ ー ス 債 務	145
固 定 資 産	26,922	預 り 金	121
有形固定資産	18,543	賞 与 引 当 金	474
建 築 物	8,600	製 品 保 証 引 当 金	970
構 築 物	1,200	事 業 構 造 改 善 引 当 金	441
機 械 及 び 装 置	2,388	そ の 他	268
車 両 運 搬 具	116	固 定 負 債	22,151
工具、器具及び備品	329	社 債	3,088
土 地	5,628	長 期 借 入 金	17,510
リ ー ス 資 産	267	退 職 給 付 引 当 金	310
建 設 仮 勘 定	12	リ ー ス 債 務	129
無形固定資産	202	繰 延 税 金 負 債	15
ソ フ ト ウ ェ ア	172	そ の 他	1,098
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	9	負 債 合 計	52,711
そ の 他	20	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資 産	8,176	株 主 資 本	34,082
投 資 有 価 証 券	252	資 本 金	2,935
関 係 会 社 株 式	6,521	資 本 剰 余 金	7,109
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,361	資 本 準 備 金	7,109
破 産 更 生 債 権 等	2,614	利 益 剰 余 金	24,075
長 期 前 払 費 用	45	利 益 準 備 金	733
そ の 他	932	そ の 他 利 益 剰 余 金	23,341
貸 倒 引 当 金	△3,552	研 究 開 発 積 立 金	1,460
		別 途 積 立 金	26,560
		繰 越 利 益 剰 余 金	△4,678
		自 己 株 式	△38
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	34
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	34
資 産 合 計	86,827	純 資 産 合 計	34,116
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	86,827

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		54,405
売上原価		49,437
売上総利益		4,968
販売費及び一般管理費		7,262
営業外損失		2,294
営業外収益		
受取利息	29	
割賦販売受取利息	43	
受取配当金	161	
受取ロイヤリティ	171	
為替差益	265	
受取貸料	232	
貸倒引当金戻入	130	
その他	124	1,159
営業外費用		
貸倒引当金繰入	279	
支払利息	166	
社債利息	11	
貸倒引当金繰入	1,230	
支払手数料	123	
その他	35	1,847
経常損失		2,982
特別利益		
固定資産売却益	1,374	
投資有価証券売却益	84	1,458
特別損失		
子会社株式評価損失	2,476	
減損損失	1,564	
事業構造改善費用	469	4,510
税引前当期純損失		6,033
法人税、住民税及び事業税	79	
法人税等調整額	△0	79
当期純損失		6,113

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		
				研究開発 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	百万円 2,935	百万円 7,109	百万円 733	百万円 1,460	百万円 26,560	百万円 1,552
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△117
当 期 純 損 失						△6,113
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目 の変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△6,230
当 期 末 残 高	2,935	7,109	733	1,460	26,560	△4,678

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	百万円 30,306	百万円 △38	百万円 40,312	百万円 70	百万円 70	百万円 40,382
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△117		△117			△117
当 期 純 損 失	△6,113		△6,113			△6,113
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の変動額（純額）				△36	△36	△36
当 期 変 動 額 合 計	△6,230	△0	△6,230	△36	△36	△6,266
当 期 末 残 高	24,075	△38	34,082	34	34	34,116

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

主として個別原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の売上高に対する保証費用の発生に備えるため、過去の経験率に基づいて発生見込額を計上しております。

また、個別に見積可能なアフターサービス費用については、その見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(5) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、建設用クレーン、油圧ショベル等及びその他の製品の製造並びに販売を主な事業としております。

当社では、主に完成した製品を顧客に提供することを履行義務としており、国内の製品販売においては原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の補修用の部品販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、顧客への支払が確定した奨励金についても、売上高より控除しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法、手段及び対象

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

社内にて定めたデリバティブ取引に関する管理規程に基づき取引を行い、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

II 追加情報

当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約、コミットメントライン契約及びその他借入金契約の内、借入金残高121億7千9百万円は財務制限条項が付されているものがあります。

当事業年度末において、以下の条項に抵触しております。

・121億1千9百万円の内、59億9千7百万円については、各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと

当社は当事業年度において「KATO Reborn Project」を起点とした各施策を実施し、業績及び財務状況の改善に取り組んでまいりました。その間、取引金融機関とは建設的な協議を重ね、当期末において財務制限条項に抵触する借入金について、期限の利益喪失の請求権を行使しないことについての合意を得ております。

Ⅲ. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、販売奨励金等の顧客に支払われる対価については、従来は顧客への支払が確定した奨励金を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高より減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は33百万円減少し、販売費及び一般管理費は33百万円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

(常陸那珂工場(仮称)に係る固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

常陸那珂工場(仮称)に係る有形固定資産	457百万円
常陸那珂工場(仮称)に係る減損損失	1,564百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

回収可能価額には、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価等から処分費用の見込額を控除して算出しております。また、使用価値は、資産及び資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

当社が茨城県ひたちなか市に開設を計画していた常陸那珂工場(仮称)は、工場の開設を断念し、本物件を売却する方針を決めたことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、上記(1)の減損損失を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は土地の更地価格であります。処分費用についての主要な仮定は解体業者からの処分費用の見積り金額等に基づく将来の見込額であります。

③翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

不動産市況の変化等により、遊休資産の正味売却価額が変動した場合、翌事業年度において減損損失を追加計上する可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	23,118百万円
2. 保証債務	
(1) KATO IMER S. p. A. の銀行借入に対する債務保証	1,683百万円
(2) KATO WORKS (THAILAND) CO., LTD. の銀行借入に対する債務保証	500百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
受取手形	636百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	220百万円
1年内返済予定の長期借入金	148百万円
長期借入金	267百万円
4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	3,067百万円
短期金銭債務	576百万円
長期金銭債権	470百万円
長期金銭債務	9百万円

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引（収入分）	5,746百万円
営業取引（支出分）	2,179百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	352百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 （百万円）
茨城県ひたちなか市	生産設備	土地 建設仮勘定	1,564

当社は、減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産等については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社が茨城県ひたちなか市に開設を計画していた常陸那珂工場（仮称）は、工場の開設を断念し、本物件を売却する方針を決議したことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当該固定資産の回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。

3. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、希望退職者募集に伴う特別退職金等400百万円及び事務所移転費用等69百万円であります。

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	26,335株

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,522百万円
子会社株式評価損	1,316百万円
貸倒引当金	1,183百万円
減損損失	688百万円
棚卸資産評価損・処分損	640百万円
製品保証引当金	297百万円
賞与引当金	145百万円
事業構造改善引当金	135百万円
退職給付引当金	95百万円
長期未払金	43百万円
未払費用	22百万円
未払事業税	17百万円
割賦販売前受利息	10百万円
その他	118百万円
評価性引当額	△6,237百万円

繰延税金資産合計 - 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△15百万円
外国子会社受取配当金	△0百万円

繰延税金負債合計 △15百万円

繰延税金資産の純額 △15百万円

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	加藤（中国）工程 機 械 有 限 公 司	直接100.0%	部品の販売 役員の兼任	受取ロイヤリティー （ 注 1 ）	110	未 収 金	28
				配 当 の 受 取	120	—	—
子会社	K A T O W O R K S (THAILAND) CO., LTD.	直接100.0%	債務保証 部品の販売 役員の兼任	資 金 の 貸 付	740	長 期 貸 付 金 （ 注 5 ）	1,361
				貸付金利息（注2）	4	—	—
				債 務 保 証	500	—	—
				受取保証料（注3）	0	—	—
子会社	KATO IMER S.p.A.	直接51.0%	債務保証 役員の兼任	債 務 保 証	1,683	—	—
				受取保証料（注3）	0	—	—
関連 会社	COMPACT EXCAVATOR S A L E S , L L C	間接25.0%	製品の販売 部品の販売	製品及び部品の販売 （ 注 4 ）	2,769	売 掛 金	1,705

取引条件及び取引条件の決定方法

- (注) 1. 子会社での製造・販売権に関するロイヤリティー条件については、協議のうでで決定しております。
2. 貸付金利については市場金利を勘案し合理的に決定しております。
3. 子会社からの保証料については、協議のうでで決定しております。
4. 製品及び部品の価格等、販売・購買条件については、協議のうでで決定しております。
5. 子会社への長期貸付金に対し、合計1,361百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計1,361百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,911円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 521円71銭 |

XI. 収益認識に関する注記

連結注記表「Ⅷ. 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 加 藤 製 作 所
取 締 役 会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 稲 野 辺 研
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 臼 田 賢 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社加藤製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社加藤製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 柳 義 孝 ㊞

監査等委員 室 中 道 雄 ㊞

監査等委員 今 井 博 紀 ㊞

監査等委員 座 間 眞 一 郎 ㊞

(注) 監査等委員 室中道雄、今井博紀及び座間眞一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上